



ちがさきだより

昨年、皆さまからお寄せいただいた共同募金の寄付金額とその用途について、次のとおりご報告いたします。温かいご支援をいただき、ありがとうございました。



♡ありがとうメッセージ♡

社会福祉法人 翔の会 「第2湘南鬼瓦」

第2湘南鬼瓦は、重度の障害のある方が通う社会参加のための施設です。

身体に障害があり自宅のお風呂では入浴が難しい方に入浴サービスを提供しています。

重症の方のために寝た姿勢で入ることができる特殊浴槽が老朽化しましたので、このたび赤い羽根共同募金の助成を受け購入できることになりました。

利用者の皆様に安心・安全そして快適に入浴していただけるように活用させていただきます。大変ありがとうございました。

赤い羽根募金のつかいみち

配分総額 **19,133,826円**

●社会福祉協議会 **4,953,826円**
市内にある13地区社会福祉協議会を通じて、地域福祉の活動を進めるために役立てられています。

地区社会福祉協議会（地区社協）は、皆さんの一番身近なところで福祉活動を進めている団体です。

●民間社会福祉施設・団体 **14,180,000円**

○施設整備費 **13,680,000円**

(福)白十字会林間学校（送迎用/普通車購入） 1,590,000円

(福)茅ヶ崎学園 サーフサイドセヴン茅ヶ崎ファーム

(ユニットバス交換工事) 4,000,000円

(福)梅雲保育園（園児用トイレ改修工事） 2,500,000円

(特)トムトム ゴロゴロクラブ（送迎用/福祉車両購入）

1,770,000円

(特)わの会 茅ヶ崎ワーキングハウス（授産用清掃機器整備事業）

200,000円

(福)翔の会 第2湘南鬼瓦（特殊機械浴槽更新事業） 3,240,000円

(福)翔の会 はちみつ（建物内装修繕工事） 380,000円

○在宅福祉援助費（在宅福祉サービスの実施に係る事業費） **500,000円**

(特)ワーカース・コレクティブ心 300,000円

(特)ワーカース・コレクティブほっぺ 100,000円

(特)湘南シニアサービス 100,000円

平成30年度の共同募金寄付総額

24,200,033円

寄付金は赤い羽根募金と年末たすけあい募金を合計した金額です。
赤い羽根募金…15,707,176円・年末たすけあい募金…8,492,857円

年末たすけあい募金のつかいみち

配分総額 **8,905,000円**

●要援護世帯 **5,913,000円**

●在宅寝たがり・認知症高齢者介護 **2,235,000円**

●障害者地域活動支援センター及び訓練会

757,000円

※1 赤い羽根募金額との差額については、県内他市町村から応援していただきました。

※2 年末たすけあい募金額との差額については前年度までの留保分を活用しました。

寄付金が配分されるまで



民間福祉団体からの配分申請を受け付けます。

4月中旬～6月末



募金期間中、各方面へ使途計画を公表して、寄付金を募集します。

10月1日～12月末



配分委員会で配分申請事業の内容を審査します。委員18名が分担して配分申請施設の実地調査も行います。

11月～翌年2月末



理事会・評議員会で配分を決定します。理事・評議員は地域の代表・各界の代表で構成されています。

3月中旬



配分決定を受けた福祉団体による、さまざまな福祉活動が展開されます。

4月～



共同募金PR大使
野毛山動物園のカグー
「ミドリリン」と「ムラリン」

10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。
今年も皆さまのご協力をお願いいたします。



共同募金会茅ヶ崎支会 〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町13-44
茅ヶ崎市社会福祉協議会内 TEL.0467(85)9650 FAX.0467(85)9651

募金の7割はあなたの町の、 3割は県内の民間社会福祉活動の支援に 役立てられています。



©SHONAN BELLMARE ©1993 SHONAN, BM

★湘南ベルマーレは
赤い羽根共同募金を
応援しています！

Bellmare

Q 共同募金ってなに？

A 共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する“たすけあい”の運動です。

昭和22年、戦後復興の一助となることを目的として始まった共同募金は、現在では、皆さまがお住まいの地域の中でさまざまな福祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱うために、募金の使いみちなどが「社会福祉法」で定められています。

Q 共同募金って何に使われるの？

A 募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食・会食サービス、子育て支援などの草の根的ボランティア活動などに役立てられています。

募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備など、県内の福祉施設への支援をはじめ、国内大規模災害時の災害ボランティア活動に役立てられています。



Q 募金なのに、どうして目標額があるの？

A 地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められているからです。

募金は任意ですが、地域福祉を応援するためにご協力をお願いします。



「令和元年度の目標額
12億1,000万円」

税制の特典があります！

- 個人の場合は…所得税・住民税は2,000円を超える金額が寄付金控除の対象となります。
※故人の遺産を寄付される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる優遇措置があります。
- 法人の場合は…「全額損金」扱いとなります。（詳しくは、本会までお問い合わせください）
- 共同募金の使途は、「はねと」で公開しています。 <https://www.akaihane.or.jp/hanett>
- 社会福祉法人神奈川県共同募金会では、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日・法律第57号）に基づき、個人情報を適正に取り扱います。
- 寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。
〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 電話 045-312-6339

赤い羽根共同募金にご協力をお願いします！
〔募集期間〕10月1日～12月31日

※1月1日～3月31日は、企業との協働事業を展開します。

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金

